

# 介護職員研修受講費用の一部を補助します

庄原市では、介護人材のスキルアップ、確保及び定着を図るため、介護職員研修を修了後、市内の介護事業所等で就労されている方に、介護職員研修受講費用の一部を補助します。



## 1. 補助対象（次の要件をすべて満たす方）

- ① 介護職員初任者研修または介護職員実務者研修を修了された方  
（平成 28 年 4 月 1 日以後に実施された研修）
- ② 上記の研修を修了したとき、既に市内の介護事業所等で介護職員として就労しており、その後、就労期間が3カ月を経過し、補助金交付申請時に引き続き介護職員として就労している方、または、上記の研修を終了後、6カ月以内に介護職員として市内の介護事業所等で就労を開始し、その後就労期間が3カ月を経過し、補助金交付申請時に引き続き介護職員として就労している方
- ③ 申請時に市内に住所を有している方
- ④ 上記②の就労について、介護事業所等に直接雇用されている方
- ⑤ 本人または同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納していない方

## 2. 補助金額

介護職員研修受講費用（受講料、実習費等）の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）とし、介護職員初任者研修は30,000円、実務者研修は50,000円を上限額とします。

ただし、他の機関等から当該研修の受講費用又は同様の趣旨の補助金等の交付を受けているときの補助金額は、研修に係る受講費用から当該補助を受けた額を控除した額の2分の1以内とし、上限額の範囲内とします。

裏面有り



### 3. 対象となる介護事業所等

介護保険法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護のいずれかのサービスを提供する事業所及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設であって、その事業所等が庄原市内にあるもの

※上記には、介護予防・認知症対応型・地域密着型の各サービスを含みます。

### 4. 提出書類

- ① 庄原市介護職員研修受講費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 研修修了証明書の写し
- ③ 就労先の証明を受けた就労証明書
- ④ 研修に係る受講費用の領収書（原本）

※提出書類の様式は、生活福祉部高齢者福祉課介護保険係、各支所介護保険担当窓口にあります。

### 5. 申請の流れ

① 申請書類を、1の補助対象の要件を満たした後、6カ月以内に生活福祉部高齢者福祉課または各支所介護保険担当窓口へ提出してください。



② 申請書類を審査し、補助金交付の可否について文書でお知らせします。



③ 補助金の交付を決定した方へは、通知文と一緒に請求書類をお送りします。指定された請求期限までに、請求書類を提出してください。



④ 請求書類に記載された金融機関の口座に、補助金を振り込みます。

なお、補助金交付額が予算額に達した場合、年度中途でも補助金の交付を終了させていただきますのでご了承ください。



#### 本事業に関するお問い合わせ・申請先

庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 介護保険係  
〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号  
電話：0824-73-1167 FAX：0824-75-0245